目 次

第I部 審査総論

第1章 審査の基本方針と審査の流れ
1. 審査の基本方針
 審査の流れ ····································
2.1 一回目の審査1
2.2 最初の拒絶理由通知に対する応答後の審査 2
2.3 最後の拒絶理由通知に対する応答後の審査3
2.4 前置審査4
第2章 審査の手順
第1節 本願発明の認定
1. 概要
2. 本願発明の認定 1
第2節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断
1. 概要
2. 調査対象
2.1 調査対象の決定
2.2 調査対象を決定する際に考慮すべき事項 2
2.3 調査対象から除外され得る発明2
2.3.1 留意事項2
3. 先行技術調査 · · · · · · 5
3.1 先行技術調査の手順6
3.1.1 先行技術調査をする際の留意事項 6
3.1.2 先行技術調査の手法6
3.1.3 先行技術調査の終了 7
3.2 先行技術文献調査結果の記録 8
4. 新規性、進歩性等の判断 8
5. 意見書、補正書等が提出された場合の先行技術調査 8
6. 留意事項9
第3節 拒絶理由通知
1. 概要

2.	. 拒絶理由通知の種類	1 -
	2.1 最初の拒絶理由通知	1 -
	2.2 最後の拒絶理由通知	2 -
3.	. 拒絶理由通知の具体的運用	2 -
	3.1 一回目の拒絶理由通知	
	3.2 二回目以降の拒絶理由通知	
	3.2.1 「最後の拒絶理由通知」とする場合	
	3.2.2 二回目以降であっても「最初の拒絶理由通知」とすべき場	
	合······	6 -
4.	. 拒絶理由通知をする際の留意事項	8 -
	節 意見書・補正書等の取扱い	
1.	. 概要	1 -
2.	. 意見書、補正書等の取扱い	1 -
	2.1 意見書、補正書等の取扱い	
	2.1.1 意見書及び実験成績証明書の取扱い	
	2.1.2 補正書の取扱い	
	2.2 意見書、補正書等の内容の検討	2 -
	節 査定	
	. 概要	
	. 特許査定	
	. 拒絶査定	
4.	. 留意事項	2 -
第6		
1.	. 概要	
	1.1 特許法第53条	
	1.2 補正の却下の決定に係る審査手順の概要	
2.	. 「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かの検討	
	2.1 「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であった場合	
	2.2 「最後の拒絶理由通知」とすることが不適当であった場合	
3.	. 補正の却下の検討	
	3.1 却下の対象となる補正 ····································	
	3.1.1 新規事項を追加する補正(第17条の2第3項違反)	3 -
	3.1.2 発明の特別な技術的特徴を変更する補正(第17条の2第4項	

第1部 審査総論

			違反)	3 -
	3.1	1.3	目的外補正(第17条の2第5項違反)	4 -
	3.1	.4	独立特許要件を満たさない補正(第17条の2第6項違反)	5 -
	3.2	補工	Eの適否の検討手順	7 -
	3.3	独立	立特許要件違反で補正を却下する際の留意事項	8 -
			即下する場合の出願の取扱い	
5	. 補正	を去	甲下しない場合の出願の取扱い	9 -
第7			審査	
			·····	
			室の基本的な考え方	
3	. 前置		至の流れ	
	3.1		判請求時の補正の検討	
	3.2	審判	判請求時の補正が適法である場合の手順	3 -
	3.2	2.1	明細書若しくは図面のみが補正された場合又は特許請求の	
			範囲についてする補正の目的が、請求項の削除、誤記の訂	
			正若しくは不明瞭な記載の釈明である場合(第17条の2第5項	
			第1号、第3号又は第4号)	3 -
	3.2	2.2	特許請求の範囲についてする補正の目的が特許請求の範囲	
			の限定的減縮であって、その補正が独立特許要件を満たす	
			場合(第17条の2第5項第2号及び第6項)	5 -
	3.3	審判	判請求時の補正が不適法である場合の手順	6 -
	3.4	前置	置審査において「最後の拒絶理由通知」を通知した場合のそ	
		の後	後の審査	6 -
	3.4	1.1	拒絶理由通知に対する応答があった場合の審査	6 -
	3.4	1.2	拒絶理由通知に対する応答がなかった場合の審査	7 -
	3.5	拒約	色査定の理由等を解消するために請求人がとり得る対応を審	
		-	gが示せる場合	
	3.6	留意	第事項	7 -
第8			人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め	
2	. 意思		通の手段	
	2.1		色理由通知等における補正、分割等の示唆	
	2.2		妾等	
	2.3	留貨	音事項	2 -

3. 審査のために必要な書類等の提出の求め	·····- 2 -
<関連規定>	